

国又は地方公共団体に所属している方は、
現在の所属(学校など)の給与事務担当者さまに

この資料をお渡しください！

退職手当等にかかる通算制度を

令和 7 年 3 月 31 日をもって廃止します

退職手当

採用前の在職期間に相当する退職手当を貴団体に支給
していただくこととなります

年次休暇

本府への年次休暇の繰り越しは認められません

大阪府では、これまで国又は他の地方公共団体から大阪府の職員(府費負担教職員を含む)として採用された場合であっても、一日も空けずに採用されているときは、相互通算を前提に全ての在職期間を通算して退職手当を支給するとともに、年次休暇の繰り越しを認めてきたところです。

このたび、全庁的な制度見直しを行い、この通算制度を適用できる職員を「任命権者間の相互了解のもとに行われる計画的な人事交流により採用された場合」に限ることとしました。

	令和 7 年 3 月 31 日までの採用者	令和 7 年 4 月 1 日以降の採用者
退 職 手 当	相互通算を前提に 通算します	通算しません
年 次 休 暇		

そのため、令和 7 年 4 月 1 日以降に大阪府の職員(府費負担教職員を含む)として採用される新規採用職員については、在職期間にかかる通算制度が適用されません。

給与事務のご担当者様におかれましては、この書面をもって当該職員への退職手当の支給手続きを進めていただきますようお願いいたします。



根拠規定 は大阪府 HP へ

https://www.pref.osaka.lg.jp/o180110/kyoshokuin/kyosai/kyouin_kyugo-fukuri.html

大阪府教育庁 教職員室 教職員企画課
(手当について)

給与・企画グループ：06-6944-9375

(年次休暇について)

労務・働き方改革推進グループ：06-6944-9374